

令和2年第1回宝達志水町教育委員会会議録要旨

開会日時 令和2年2月10日（月）
会議場所 宝達志水町生涯学習センター 2階 第一会議室
出席委員 北山教育長、市村委員、大崎委員、近岡委員
欠席委員 松田委員
説明員 岡田学校教育課長、笠松学校教育担当課長、定免生涯学習課長
村井文化財室長

開 会 午前10時00分

1 前回会議録の承認について

会議録の内容について承認された。

2 教育長事務報告

会議資料により要点報告を行った。

3 付議議件

議案第1号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例（案）について
村井文化財室長が資料に基づき説明し、原案のとおり承認された。

議案第2号 宝達志水町文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則について
村井文化財室長が資料に基づき説明し、原案のとおり承認された。

議案第3号 宝達志水町全国大会等出場報奨金の交付に関する要綱の一部を改正
する告示について
定免生涯学習課長が資料に基づき説明し、原案のとおり承認された。

4 その他

今後の日程について

岡田学校教育課長が今後の日程について説明を行った。

(委員の意見等)

質問	大崎委員（宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例（案）について） ○「文化財施設の入場料・使用料の後納を可能とするよう改める」とあるが、後納として具体的な例があれば示していただきたい。
回答	村井文化財室長 ○例えば、県の施設巡り事業で喜多家・岡部家を見学したいと事前に申し込みがあれば、先に払うのではなく、事業の実施した後で入場料を収めるということがある。また、観光事業者の場合は、一旦募集をして、前払いということであれば、集まった人からお金を頂いて払えば良いが、実際には、事業が終了した後で精算払いということもある。 条例では、前納、後納と書かれていないため、事業者と契約なり減免の申請に対して、前納、後納を明記していないことから、後払いでも良いのではないかとということになりかねる。 そのことから、他の市町で、どういう扱いをしているか、確認したところ、町長が相当の理由があると認めた場合、後納することができることと明記していることから、今回追記した。
質問	市村委員（宝達志水町文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則について） ○以前の場合は、減免という呼び方をしていたが、改正案では全額免除になるのか。
回答	村井文化財室長 ○減免の対象として、減・免の欄で表の1番から6番までは、対象となるものは全額免除。7番8番については、入場料等の減額について書かれている。 減額については入場料等の50%と明記している。施設で何かイベントをしたりとか、例えば民間企業が喜多家・岡部家を利用して営業したいという場合、町に共催した場合は半分に免除することを想定して設置したもの。もう一つは前納の免除については、料金はそのままだが、観光事業者等が事業が終わってから、後から収めたいということからも、これは事前に契約が必要になるがそういったことを含めて設置した。
質問	大崎委員（宝達志水町全国大会等出場報奨金の交付に関する要綱の一部を改正する告示について） ○要綱では、金額を増額することと、対象となるものを広めるということだが、対象となるものを広めるということに関連して、どのくらい増えるか、一つの目安としてどのように考えているか。

回答	定免生涯学習課長 ○全国大会予選の規定緩和については、あまり増えることは想定していないが、以前には、女子ソフトテニスや卓球が強くて全国大会に3回・4回の出場があった。そのことから同じ年に2回までだったが、3回・4回まで行ける分として若干増えると予想される。
----	---

閉 会 午前10時35分